

IASB 会議報告（第 9 1 回及び第 9 2 回会議）

IASB（国際会計基準審議会）の第 9 1 回（臨時）会議が 2009 年 5 月 5 日に、また、定例の第 9 2 回会議が 2009 年 5 月 19 日から 21 日までの 3 日間にわたりロンドンの IASB 本部で開催された。

第 9 1 回会議では、金融商品会計基準の包括的見直しに関連して、簡素化のための測定方法の候補の 1 つである割引キャッシュ・フローに基づく再測定方法の考え方を理解するための教育セッションが行われた（この内容の報告は省略する）。

第 9 2 回会議では、金融危機対応（国際会計基準（IAS）第 39 号（金融商品：認識及び測定）の改訂）、連結、収益認識、退職後給付、リース、資本と負債の区分、概念フレームワーク（報告企業）、ジョイント・ベンチャー（IAS 第 31 号の改訂）、料金規制活動（rate regulated activities）、IFRS 第 1 号（IFRS の初度適用）の改訂（料金規制活動及びリース）及び IFRS の年次改善の検討が行われた。教育セッションはなかった。

IASB 会議には理事 14 名が参加した（トム・ジョーンズ氏はいくつかのセッションに米国からビデオを通じて参加）。本稿では、これらのうち、からに関する議論の内容を紹介する。

1. 金融危機対応（IAS 第 39 号の改訂及び負債の測定における信用リスク）

金融危機対応への一環として、IAS 第 39 号の認識及び測定に関する会計処理の包括的見直しプロジェクトが進められている。今回は、IAS 第 39 号に関しては、金融商品の区分の簡素化及び金融資産の減損について議論が行われた。このほか、負債の測定に当たり、負債の保有者の信用リスクを測定に含めることに関するディスカッション・ペーパーを公表するための議論が合わせて行われた（この内容の報告は省略する）。

なお、今後、次のような作業で IAS 第 39 号の改訂が行われる。

- (a) 分類の見直し：2009 年 7 月の公開草案の公表（この改訂を 2009 年 12 月に終了する事業年度から早期適用できるようにすることが意図されている）
- (b) 減損会計（発生損失モデル、期待損失モデル及び公正価値モデルのいずれを採用するか）の見直し：2009 年 10 月の公開草案の公表
- (c) ヘッジ会計の見直し：2009 年 12 月の公開草案の公表

(1) 金融商品の分類の見直し

2009 年 3 月の IASB と FASB との合同会議では、両者の金融商品に関する会計基準を共通の会計基準で置き換えることとし、新基準は、現在の基準よりは、利用者の意思決定有用性を大きく改善するものとする、さらに、基準の簡素化をも図ることが暫定

的に合意されている。そして、新会計基準の候補となる可能性のある測定方法（分類）として、次の3つを検討することが暫定的に合意されている。

- (a) 公正価値（S F A S第157号（公正価値測定）における出口価格）
- (b) 割引キャッシュ・フローに基づく再測定方法
- (c) 償却原価

今回の会議では、金融商品を、償却原価による測定を行う区分及び公正価値による測定を行う区分の2つに分けることを前提に今後作業を行うこととされ、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 償却原価区分と公正価値区分への分類規準については、中小規模企業（S M E）会計基準の考え方（償却原価での測定を行う基本金融商品と公正価値での測定を行うそれ以外に区分する）を基礎とする。
- (b) 一旦区分をした後の区分間の振替えは認めない。
- (c) 公正価値オプション（償却原価で測定される金融商品であっても、企業の選択により、取得当初に公正価値で測定し、その変動を当期利益で認識することができる）という選択肢は、今後も維持することとする。
- (d) 公正価値区分では、公正価値の変動を当期利益で認識することを原則とするが、その他包括利益で認識することも許容する。その他の包括利益で認識する方法を選択した場合には、その後当期利益で認識する方法に変更することは認められない。一旦その他包括利益で認識された損益は、その後売却等によって実現したとしても、当期利益へ振り戻すこと（リサイクリング）は認めない。実現した時点では、資本の部において、その他包括利益から留保利益への振替えを行うので、その他包括利益で認識する方法を選択した後は、金融商品の公正価値の変動が、当期利益へ影響を及ぼすことはない（公正価値の減少はすべてその他の包括利益で認識されるので、減損が当期利益で認識されることもない）。
- (e) 現行の満期保有区分では、この区分に分類した以降に満期前に売却をした場合には、その後2年間この区分を採用できないという罰則規定（tainting rule）があるが、これは廃止する。ただし、償却原価区分から売却した金融商品の売却損益は、独立した勘定科目として表示することを求める。

(2)金融資産の減損

償却原価測定モデルの下での金融資産の減損に関する教育的なセッションが行われた。これまで、2009年4月に償却原価法を概観し、さらに、現行IAS第39号が採用している発生損失モデルについて検討を行ってきたが、今回は、減損に関する次の3つの考え方のうち、期待損失モデル及び公正価値モデルが検討され、さらに3つの方法の差異の検討も行われた。

- (a) 発生損失モデル

(b) 期待損失モデル

(c) 公正価値モデル

今回、上記のモデルに関して結論に達した事項はないが、今後、2009年6月にも金融機関から減損モデルの考え方について状況を聞いた上で、2009年10月に公開草案を公表することが暫定的に合意された。

2. 連結

今回は、2009年3月にコメントが締め切られた公開草案(ED)第10号(連結財務諸表)のコメント分析が示され、議論が行われた。148通のコメントを受領した。多くのコメントは、今時の金融危機に対応して、IASBがオフバランスとなっている特別目的会社に関する会計処理や開示の拡充を早急に進めることに賛成であった。また、支配の定義を改善して関連するガイダンスを作成することに対しても大多数が賛成であった。しかし、プロジェクト全体を急いで完成させることに対しては慎重な意見もあった。特に、提案されている支配の定義の改訂は、支配概念とリスク及び経済価値概念を混合した現行のIAS第27号(連結及び分離財務諸表)や解釈指針(SIC)第12号(連結 特別目的事業体)による規定の問題点を解決できるという十分な証拠がないという指摘もあった。このため、スタッフからは、今後の進め方についていくつかの提案が示されたが、2009年6月に円卓会議を開催して、連結及び認識の中止に対して意見を広く聞くこともあり、今後の進め方の決定は、2009年9月に行うこととされた。

スタッフによるコメント分析は、設問に沿って受領したコメントの概要を示す形で示され、意見交換がなされたが、特に決定された事項はない。

3. 収益認識

今回は、契約更新オプションの会計処理、顧客の信用リスクの影響及び不確実な対価(uncertain consideration)についての議論が行われた。

(1) 契約更新オプションの会計処理

顧客との契約のなかに、引渡しを約束した財やサービスを更新したり、解約したりするオプションが含まれているものがある。契約に含まれるこのような更新オプションをどのように会計処理するかがここでの問題点である。その取扱いについては、オプションを無視する、オプションを履行義務として会計処理する及びオプションの帰結を想定して会計処理する(look through)という3つの考え方が検討された。このような検討が行われたのは、更新オプションが非明示的に契約に含まれている場合には、これを考慮すべきではないといった意見や、更新オプションを履行義務として捉える場合には、オプション価格を算定するためにブラック・ショールズ・モデルなどを用いた複雑な計算が必要とな

り、実務上適用が困難であるといった指摘があるためである。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 過度な費用をかけることなく独立した価格が決定できるのであれば、更新オプションを履行義務として会計処理すべきである。すなわち、対価の一部を更新オプションに配分し、履行義務が消滅したときに収益が認識されることになる。
- (b) 過度な費用をかけることなく独立した価格が決定できない場合に更新オプションをどのように会計処理するかについては、更に検討することがスタッフに指示された。特に、更新オプションの帰結を想定して会計処理を行うというアプローチ(オプションの行使によって顧客が得るであろう財又はサービスを契約金額に含めるという方法)が、更新オプションの独立した価格又は更新オプションの本源的価値を直接見積る方法とどのように違うのかについて、スタッフは更なる検討を行う予定である。
- (c) 販売促進オプション(当初の契約の対象である財又はサービスとは異なるものを廉価で引き渡すことを約束するオプション)などの更新オプションとは異なるオプションについては十分な検討が行われなかったが、このようなオプションの会計処理も更新オプションと同じであるべき点が暫定的に合意された。

(2)顧客の信用リスクの影響

2008年12月に公表された収益認識に関するディスカッション・ペーパーでは、顧客との契約によって、企業は、権利(顧客から代金を受け取る権利)と履行義務(顧客に財又はサービスを提供する義務)を有することになり、この両者のネット・ポジションが増加するときに収益を認識するモデルが示されている。しかも、このネット・ポジションは、それ自体を直接測定するのではなく、契約が生み出す権利及び履行義務をそれぞれ測定することによって、その差額として測定されるというモデルとなっている。このため、権利及び履行義務の測定に影響を及ぼす要素の検討が必要となるが、今回は、顧客との間で締結された契約額の回収可能性(すなわち顧客の信用リスクの影響)がこのネット・ポジションにどのように影響するかが検討された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 企業による契約のネット・ポジションの測定には、顧客の信用リスクを反映すべきである。したがって、顧客の信用リスクに起因する回収可能性の不確実性は、履行義務が充足された際の損益の金額に影響を与える。
- (b) 企業は、すでに充足された履行義務に対して配分された請求対価額(invoiced amount of consideration)(信用リスクの影響を調整しない金額)を財務諸表において報告すべきである。スタッフは、信用リスクの影響をどのように包括利益計算書において表示するか、また、どのように開示するかについて、更に検討する予定である。

(3)不確実な対価

ディスカッション・ペーパーでは取り上げられていない論点の1つに、取引価格に不確実性が含まれている場合（対価の不確実性）の取扱いがある。

2009年3月に行われたこの点に関する議論では、次の点が暫定的に合意されている。

- (a) 契約開始時には、取引価格は、企業が顧客から受け取ると見込まれる対価金額（確率加重見込額）で測定する。
- (b) 契約開始後は、取引価格の変動を反映するように権利の測定値を更新し、その変動を履行義務に配分することを求める。もし、取引価格の変動が、既に履行された履行義務に対して配分された場合には、当該変動の影響は収益として認識し、当該変動の影響が未履行の履行義務に関連する場合には、当該義務の測定値を増減させる。

このように対価（取引価格）に不確実性が含まれている場合、収益として認識すべき金額は変動することになる。その際に、収益として認識される金額を、確実に回収できる金額に限定するというように、一定の上限を設定するかどうかに関して、IASBとFASBとの間に意見の相違があり、今回、テレビ会議を通して、これを解消するために、両者の合同会議が行われた。

IASBは、収益認識額は不確実性によって制限されるべきでなく、不確実性に関する情報開示で対応すべきと考えている。すなわち、不確実性も含めた顧客から受け取ると見込まれる対価金額（確率加重見込額）で収益を一旦認識し、その後、不確実性が解消し、収益として認識すべき金額が確定した時点で、確率加重見込額と確定額との差額の調整を行うというモデルである。一方、FASBは、収益認識額は、確実な金額又は非偶発的な金額に限定されるべきだと考えている。

議論の結果、対価金額が信頼性を持って測定できない場合に限り、収益認識額が制限されるべきとされた。それ以外の場合には、企業が顧客から受け取ると見込まれる対価金額（確率加重見込額）で収益が測定される。スタッフは、この点に関する適用ガイダンスを開発する予定である。また、このような対価に不確実性が含まれている契約及び財務諸表で用いられた見積額に関する開示についても検討する予定である。

4. 退職後給付

今回は、給付建制度（defined benefit plan）の開示、複数事業主制度（multi employer plan）の開示及び経過措置について議論が行われた。

(1) 給付建制度の開示

開示に関して、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 重要性（materiality）に関するガイダンスは設けない。
- (b) IAS第19号（従業員給付）の開示目的をIFRS第4号（保険契約）及び第7号（金融資産：開示）における開示目的と平仄を合わせた開示目的（給付建制度から生じて財

務諸表で示されている金額を識別・説明する情報及び財務諸表の利用者が給付建制度化生じるリスクの性質と範囲を評価できる情報の開示)に変更する。さらに、数理計算上の差異などの開示についても I F R S 第 4 号及び第 7 号と平仄を合わせることとする。

- (c) 縮小 (curtailment) 及び清算 (settlement) に関する開示を削除する (すでに暫定合意しているように、未認識の数理計算上の差異及び過去勤務債務が発生時に即時認識されるようになると、縮小は負の過去勤務債務と、また、清算は再測定と同じ処理となるため区分の必要がなくなるために削除を行うもの)。
- (d) 文章による記述を含む制度改正の影響に関する開示を要求する。
- (e) 非定例的清算 (non-routine settlements) に関する開示を求める (非定例的清算とは、数理計算上の仮定によってカバーされない事象を指す)。

(2) 複数事業主制度の開示

複数事業主制度に参加する企業に対して、複数事業主制度の性質の記述 (当該制度の根拠となっている規制の枠組みの説明、参加者の拠出率の決定に使用される方法などを含む資金計画 (funding arrangement) の概要及び他の参加者が支払不能となった場合の報告企業の制度に対する責任を負う可能性のある範囲など)、翌事業年度の拠出額の最善の見積額などの開示を新たに求めることが暫定的に合意された。

(3) 経過措置

特別な経過措置は設けないことが暫定的に合意された。

5 . リース

本プロジェクトでは、当初、2011年6月までにリース会計基準の見直しを完成させることができるように借手の会計処理に限定して、現行の I A S 第 1 7 号 (リース) を改訂することを目指していた。そこでは、借手は、次のような会計処理を行うことになる。

- (a) リース期間にわたってリース資産を使用する権利を表象する資産を認識し、
- (b) リース期間にわたる支払リース料の現在価値を債務として認識する。

しかし、議論の最終段階で、F A S B の強い要請もあり、貸手の会計処理を、詳細に検討しないものの、利用権モデルを適用した場合の貸手の会計処理についてのハイレベルの記述を行う章がディスカッション・ペーパーに追加された。

今回は、貸手の財務諸表に上記のモデルを適用した場合どのようなようになるかについての報告があり、これについて議論が行われた。

議論の結果、貸手がリース資産を自分の財政状態計算書で認識し続けるとともに、借手から受領する賃貸料に対する権利を資産として認識し、リース契約に基づく履行義務を負債として認識するアプローチを会計処理の基本的枠組みとし、更に開発することが暫定的に

合意された。

6．資本と負債の区分

現在このプロジェクトでは、無期限アプローチ（決済の必要がなく、かつ、当該無期限金融商品の保有者が清算時に企業の純資産に対して請求権を有しているという条件を満たす金融商品を資本とするというアプローチ）及び基本所有アプローチ（当該金融商品が最劣後で、かつ、清算時に企業の純資産に対して比例的な持分を有する金融商品を資本とするというアプローチ）の2つをベースとして、金融商品の資本と負債への区分のための規準を開発している。

今回は、2009年3月に引き続き、区分を行うための規準に関する議論が行われた。スタッフから提示された次のような判定のための原則について議論され、基本的にこの方向が支持された。

- (a) 持分金融商品は、常にすべての負債に劣後するが、他の種類（classes）の資本には優先することがある。
- (b) 発行者が事業を清算し残余資産のすべてを分配する場合を除き、発行者が決済を要求できなければ、当該金融商品は資本である（これは、資本に区分されるための十分条件であるが、必要条件ではない）。
- (c) 企業と取引するため又は当該企業の活動に関与するために保有者に対して当該金融商品の保有が要求される場合において、決済要求が、保有者の死亡、退職、辞職又はそれ以外で企業の活動に対する関わりを失うときに有効となるのであれば、当該要求は、金融商品を負債に区分する根拠とはならない。
- (d) 上記(c)に記述される場合を除く決済要求は、金融商品が負債又は負債と資本の混合金融商品（資本部分と負債部分から構成される）であることを示唆している。
- (e) もし金融商品が2つの異なる又は代替的な帰結（その帰結の一つは、もしそれが唯一の帰結である場合には資本として区分することが要求されることになり、また、その帰結の一つは、もしそれが唯一の帰結である場合に負債として区分することが要求されることとなるようなもの）を有している場合には、金融商品は負債要素と資本要素に区分されなければならない。
- (f) 金融商品を識別するに当たり、残余資産の比例割合（percentage）に対する請求権は、必要でも十分でもない。しかし、このような請求権は、ボーダーラインにある金融商品の区分の判定に当たっては有益であろう。

上記原則と統合的な帰結を生むための意思決定ルールは次のとおりである。

- (a) 企業は、たとえ当該企業が持分金融商品を発行していないとしても、拠出者が企業に対する請求権を交換に受け取ることなく拠出した留保利益及び資本（capital）を資本（equity）に区分しなければならない。

- (b) 企業は、金融商品が固定された決済日を有しているか、又は、発生することが確実にある事象の発生時に決済しなければならない金融商品である場合には、当該金融商品を負債として区分しなければならない。
- (c) 企業は、次の金融商品を資本として区分しなければならない。
- ・請求権の金額にかかわらず、事業を清算しすべての残余資産を配分する以前に、発行者に決済を要求できない金融商品。
 - ・企業と取引するため又は当該企業の活動に関与するために保有者に対して当該金融商品の保有が要求され、かつ、保有者の死亡、退職、辞職又はそれ以外で企業の活動に対する積極的な関わりを失うときにのみ償還が可能である金融商品。
- (d) もし金融商品が2つの異なる又は代替的な帰結（その帰結の一つは、もしそれが唯一の帰結である場合には資本として区分することが要求されることになり、また、その帰結の一つは、もしそれが唯一の帰結である場合に負債として区分することが要求されることになる）を有している場合には、金融商品は負債要素と資本要素に区分されなければならない。

今後、上述の原則を更に精緻化する予定である。例えば、普通株式に（強制的に又は保有者の選択により）転換可能な優先株式の区分について検討を行う。さらに、持分金融商品及び資本要素を持つ混合金融商品の測定について今後検討を行う予定である。

以 上

（国際会計基準審議会理事 山田辰己）

* 本会議報告は、会議に出席された国際会計基準審議会理事である山田辰己氏より、議論の概要を入手し、掲載したものである。